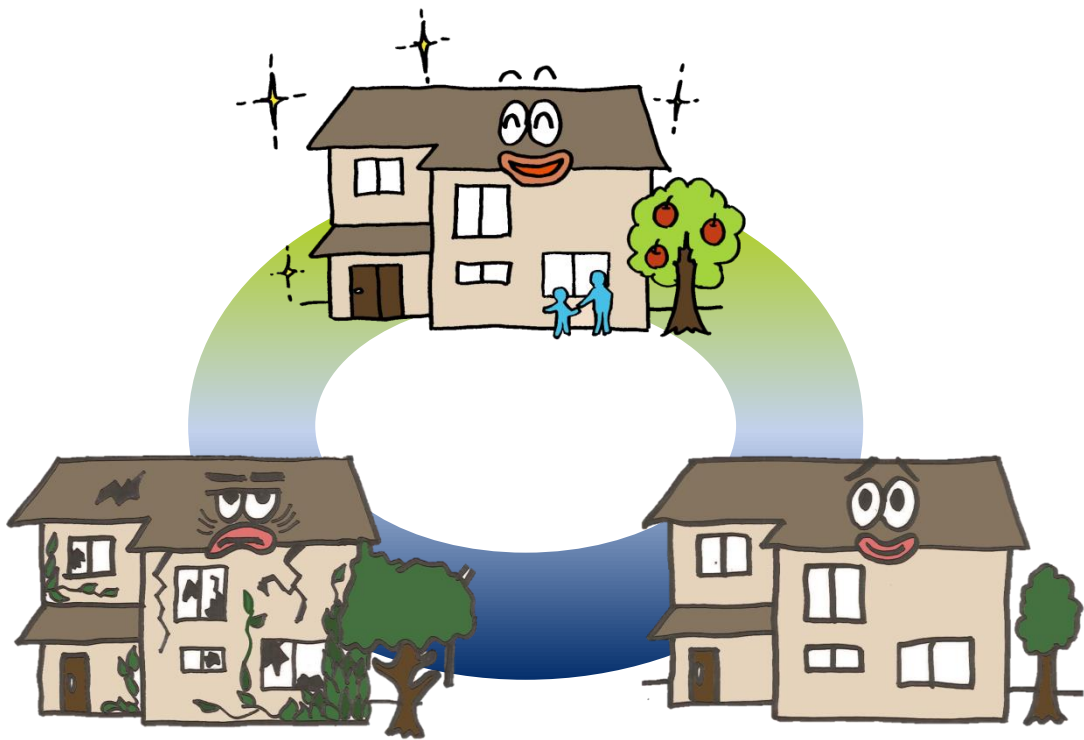




長岡京市空き家等対策計画



平成30年4月
長岡京市

はじめに



近年の少子高齢化における人口減少や核家族化、社会ニーズの変化等に伴い、長い間住宅等として使用されず、適切な管理が行われていない空き家が全国的に増加しています。

これらの空き家は、倒壊等の危険、公衆衛生の悪化、景観の阻害等を引き起こす原因として社会問題となっています。

このような状況を受け、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、対策計画の作成及び、これに基づく対策等を適切に実施することが市町村の責務となりました。

これまで空き家は個人の財産権の問題として行政が関わるのが難しい問題でありましたが、特別措置法の施行により市町村も主体的に関与することが可能となりました。

そこで、本市における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「長岡京市空き家等対策計画」を策定しました。

空き家問題は、あまりよくないイメージを持たれることもありますが、実際には、ほとんどの空き家は適正に管理されており利活用が可能なものが多く存在します。

計画では空き家をまちづくりの大切な資源として捉え、住宅を循環させることが、まちの新陳代謝において重要であると考え、空き家所有者と空き家利用者をマッチングさせるための空き家バンクの設置・運営など、様々な支援や施策を講じていきます。

今後、行政、地域、空き家所有者、関係団体等が相互に協力・連携して取り組んでいくことが大変重要であると考えています。まず空き家を発生させないことや空き家を適正に管理していける取り組みを進めていくとともに、多くの方に住みたい・住み続けたいと言われる魅力あるまちづくりを目指していきます。

最後になりましたが、長岡京市空き家等対策計画の策定に際しまして、熱心に御審議いただきました長岡京市空き家等対策協議会の委員の皆様、並びに貴重な御意見を賜りました市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成30年4月

長岡京市長

申小路 健吾

目次

第1章 計画の概要	1
1-1. 計画の背景と目的	1
1-2. 計画の位置づけ	2
1-3. 計画の期間	3
1-4. 計画の対象	4
第2章 空き家等の現状	5
2-1. 本市の現状	5
2-2. 空き家の状況	7
2-3. 空き家実態調査	11
2-4. 空き家所有者に対するアンケート結果	15
2-5. 空き家の利活用等についてのアンケート結果	17
第3章 空き家等の課題	19
3-1. 空き家等に関する意識啓発	19
3-2. 空き家等の流通及び利活用	20
3-3. 管理不全空き家等への対応	20
3-4. 連携・支援等の体制を構築	20
第4章 計画の基本的な考え方	21
4-1. 基本方針	21
4-2. 施策の実施時期	22
第5章 具体的な取組み	23
5-1. 発生抑制	23
5-2. 流通及び利活用の促進	25
5-3. 管理不全空き家等への対応	30
5-4. 空き家に関する対策の実施体制の構築	35
第6章 施策の推進等	40
6-1. 主体別の役割	40
6-2. 計画の見直し	41